

令和6年6月

会員事業所 各位

小樽市勤労者共済会事務局

小樽市勤労者共済会 各種請求書の提出方法の見直しについて

日頃より、当共済会に御協力賜り誠にありがとうございます。

この度、当共済会におきまして、昨今のデジタル化の観点や郵便代値上げ等に対する諸物価高騰を鑑み、下記のとおり、給付金請求書（5号様式）及び各種助成金請求書を電子メールにて受け付けすることといたしました。

なお、従来どおり、郵送や持参による受け付けも継続いたします。

また、ぜひ、この機会にメールリングリスト参加を御検討ください。何とぞ、御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

御不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

記

1 電子メール受付開始日 令和6年7月1日

2 電子メール送付方法 電子メール（PDF データのみ受付）

※メール本文には貼り付けず、必ず添付データとすること

※メールの送信先は、共済会（✉kamome-k@city.otaru.lg.jp）とすること

3 電子メールにて提出可能な様式及び請求書

(1)小樽市勤労者共済会 給付金請求書【5号様式】

(2)小樽市勤労者共済会 各種助成金請求書（健康診断・人間ドック、旅行、スポーツ、文化鑑賞、受講）

(3)上記、請求書に係る必要書類

【請求時のお願い等】

- ・請求書の件数は、できる限り、まとめて御請求ください。
- ・給付金及び助成金の振込先は、原則、事業所口座です。
- ・給付金請求書（5号様式）及び各種助成金請求書は、共済会ホームページからダウンロードが可能（PDF版・Excel版）です。
- ・現段階では、押印の見直しは行わず、郵送や持参以外の提出方法として、電子メールによる請求書の提出を可能とするものです。

- 会員本人死亡弔慰金及び傷病見舞金等に係る保険金請求書兼証明書（全労済協会提出）
につきましては、従来どおり、郵送又は持参での受け付けとなります。
- 事業所におかれまして、給付対象者一覧表を御希望の場合は、御連絡ください。事務局より、メール又はFAX、郵送にてお送りいたします。

以 上

【お問い合わせ】

〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号

小樽市勤労者共済会事務局（担当：福田・十川・奥）

☎(0134)32-4111 内線 262 / ①(0134)33-7432

✉ kamome-k@city.otaru.lg.jp

